明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○大学設置基準の一部を改正する省令（**文部科学**三二）　一

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（**同**三三）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四二一）　二

○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（**同**四二二）　三

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（**文部科学**一四九）　三

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十七年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を定める件（**同**一五〇）　三

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**一三六七）　三

○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**一三六八）　五

○電気事業法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関を登録した件（**経済産業**二一〇）　五

○特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件（**国土交通**九四四、九四五）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**九四六）　六

○信号符字を点附した件（**同**九四七）　七

○信号符字を取り消した件（**同**九四八）　七

○船舶国籍証書は無効となった件（**同**九四九）　七

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**九五〇）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一八五～一八八）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**三五五）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局**一六一～一六三）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**一二八、一二九）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔褒　賞〕　一二

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

省　令

○文部科学省令第三十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「地域医療再生臨時特例交付金の申請に際して都道府県が策定する地域医療の再生」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項、第四項及び第六項から第九項までを削り、附則第五項中「の各号」を「第一項各号」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3　平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。